

# KiKo NEWS

チャグチャグ馬コ



平成25年度の検査を振り返って 機構検査部  
2年連続で放置事故ゼロを!～ホール団体が対策徹底を呼びかけ

表紙の  
はなし



### 岩手県・チャグチャグ馬コ

田植えを終えたのどかな田園地帯。色鮮やかな装束で着飾った100頭近い馬が、鈴の音を“チャグチャグ”と鳴らしながら歩む。引手の女性はかすりの着物、手甲、赤いほんぼりの付いた編み笠姿。

古くから南部駒の産地として知られる岩手県。毎年6月第2土曜日（今年は6月14日）同県滝沢市の鬼越蒼前（おにこしそうぜん）神社から盛岡市の盛岡八幡宮まで15キロの道のりで行われるチャグチャグ馬コ（うまっこ）の風景だ。

田植え前、田を整地する田打ち、代かきは農耕馬にとっても重労働だ。農耕の疲れをいやし、人馬の無病息災、五穀豊穡を祈るため蒼前神社にお参りしたのが起源。200年続く伝統行事で、1978年に国の無形民俗文化財、96年には鈴の音が環境省の「残したい日本の音風景100選」に選ばれている。

農耕は機械化され馬が使われることは皆無になった。それでも、人と馬が一つ屋根の下に住む曲り屋の伝統を持つ人々は、年1度の晴れ舞台のために愛馬を飼っている。

(N)

# CONTENTS

6 June  
2014

平成25年度の検査を振り返って 機構検査部	1
2年連続で放置事故ゼロを!~ホール団体が対策徹底を呼びかけ	8
「社会貢献」を条文に~草加市でホール初の災害協定	10
機構の窓から「車内でわかる日本の姿」	14
店長に求められる知識「業界知識VI」	15
「銀世界の裏」71~出世欲	18
貯玉・再プレイシステムの位置付けと 景品交換率変更時の対応及び不良客への対処 三堀 清	22
データでみるパチンコ業界	25
お知らせ	28

# 平成25年度の 検査を振り返って

機構検査部

# ホールの「抵抗」 警察官臨場も

遊技産業健全化推進機構が全国の誓約書提出ホールに対して検査を開始して遊技機は7年、計数機は3年が経過した。

まず昨年度の検査でお伝えしたのは、結果として立入拒否の扱いでは無かったものの、「ぎりぎりセーフ」と言ってよい事案が発生したことだ。

当該ホールの代表者が故意に拒否しようとしたわけではない。

理由はわからないが、当該ホールの店長が頑なに機構の立入検査の受け入れを拒んだのである。

最終的には臨場した警察官の説得に加え、ホール代表者からの指示により立入検査を実施することができたものの、交渉開始から2時間以上も費やしてしまった。

機構検査部としては、本年度こういった事案が皆無であることを願っている。まずはこの点についてお願いをさせて頂き、平成25年度の検査結果の詳細についてお知らせする。

## 検査ホール数 ほぼ2巡

機構検査部は平成19年の4月より、提出された誓約書に基づき、全国各地のパチンコホールにお伺いして立入検査を実施している。

初年度の平成19年度は767店舗、平成20年度は2995店舗、平成21年

度は4449店舗、平成22年度は3117店舗、平成23年度は2823店舗、平成24年度は2388店舗に対して立入検査を実施していた。

7年目となった平成25年度は、平成25年4月1日から平成26年3月31日までの1年間に、全国2127店舗（計数機検査含む）において立入検査を

施した。

## 目標の2000店を上回る

平成25年度の機構の事業計画としての目標店舗数は2000ホールであったことから、目標を上回る成果をあげることができた。

また、計数機検査のみに限って言えば、昨年度1年間で全国357店舗で494台に対して計数機検査を行なっている。

これで立入検査の事業を開始して以降、1万8666店舗に対して立入検査を行なったことになる。本年3月末時点の全国の誓約書提出ホール数が1万1856店舗であるので、二巡目も終わりに近づいてきたことになる。

## 円滑な検査に協力を

なお、前述のトラブルを含め、立入検査の受け入れの際、抵抗される事案もいくつかあった。

繰り返しのご説明することだが、立入検査は計数機検査が再検査などにならない限り、概ね1時間～1時間30分



# 1年間の検査結果

《各年度別の機構活動状況》

各年度	検査日数	検査ホール数	検査台数				
			遊技機		計数機		計
			ぱちんこ	回胴式	玉	メダル	
平成19年度	146	767	1289	1607	—	—	2896
平成20年度	160	2995	6584	7546	—	—	14130
平成21年度	150	4449	8217	8873	—	—	17090
平成22年度	136	3117	5837	6057	—	—	11894
平成23年度	155	2823	5672	6219	410	21	12322
平成24年度	179	2388	9668	10518	515	460	21161
平成25年度	148	2127	12368	13473	289	205	26335
合計	1074	18666	49635	54293	1214	686	105828

程度で終了する。検査が早く終わることとを考えれば、抵抗する時間内に検査自体が終了することも多々あるのだ。こういった状況を考えて頂き、ホールにおいてはスムーズな立入検査の受け入れをお願いしたい。

次に、平成25年度に実施した立入検査においても、ほとんどホールの営業時間中に検査を実施させて頂いた。

検査を行った内訳として、対象とした「パチンコ遊技機」は260機種、総検査台数は1万2368台、また、「回胴式遊技機」は177機種で、総検査台数は1万3473台であった。

計数機については、「玉計数機」が79機種289台、「メダル計数機」が32機種205台に対して検査を実施することができた。

## 検査の結果 不正改造 手口は悪質化

検査の結果については、引き続き公表を控えて頂くが、昨年度の検査においても残念なことに不正改造をしていたと思われる遊技機がいくつか確認されている。

いまだに遊技機の不正改造をやっていることについては、本当に理解に苦しむところである。

不正改造された手口は非常に悪質

平成25年度《月別検査集計》

各月	検査日数	訪問都府県方面数	検査ホール数			検査台数				計	
			遊技機	計数機	計	遊技機		計数機			
						ぱちんこ	回胴式	玉	メダル		
平成25年	4	12	14	151	32	183	1068	1169	27	21	2285
	5	13	9	184	32	216	1269	1410	25	20	2724
	6	12	9	140	27	167	960	1054	21	17	2052
	7	14	12	156	35	191	1106	1188	32	15	2341
	8	11	10	128	29	157	924	978	26	19	1947
	9	13	11	141	27	168	970	1086	25	19	2100
	10	15	14	148	27	175	1090	1154	22	16	2282
	11	13	11	160	36	196	1136	1211	17	25	2389
	12	9	9	111	22	133	758	838	19	11	1626
平成26年	1	12	10	144	33	177	992	1089	28	18	2127
	2	12	12	155	25	180	1076	1105	17	10	2208
	3	12	13	152	32	184	1019	1191	30	14	2254
計	148	134	1770	357	2127	12368	13473	289	205	26335	

# 1年間の検査結果



	計
メダル	
6	899
6	143
1	69
2	98
1	146
5	381
5	392
4	602
5	398
4	229
8	450
9	1627
3	695
6	674
3	688
6	1036
8	1467
6	1376
4	592
4	176
9	509
3	747
3	291
3	296
3	277
5	878
2	1471
4	294
2	405
6	366
2	1017
6	613
2	208
1	284
2	197
2	200
6	510
3	790
7	513
5	210
4	193
2	410
1	274
4	910
1	163
3	416
3	534
5	371
2	170
4	537
4	143
205	26335

## 平成25年度≪誓約書提出ホール数の推移≫

平成25年度 各月	提出 ホール数 組合員	提出 ホール数 非組合員	提出 ホール数 合計	前月との 差数 (ホール数)
4月末	11329	739	12068	-17
5月末	11310	739	12049	-19
6月末	11298	743	12041	-8
7月末	11263	743	12006	-35
8月末	11274	744	12018	12
9月末	11260	752	12012	-6
10月末	11202	763	11965	-47
11月末	11196	761	11957	-8
12月末	11167	756	11923	-34
平成26年 1月末	11149	768	11917	-6
2月末	11131	780	11911	-6
3月末	11086	770	11856	-55

### パチンコ稼働率は「下げ止まり」

なお、毎年、その概要だけをお知らせしている各店舗の稼働率平均の調査等については、パチンコの稼働率は4円、低貸ともに下げ止まる傾向にあると思われる、しかし逆に今まで好調で

妙化しているもの、そして唾然とするほど単純にわかるものも確認している。

### 誓約書提出店舗は依然減少

次に、機構に対して誓約書を提出されている全国のパチンコホールは、本年3月末時点で1万1856店舗であった。

別表にある通り、昨年4月の時点からの推移としては誓約書提出ホール数がマイナス229店舗となっている。鈍化する傾向にあった店舗数の減少は、まだまだ続きそうな状況である。

なお、既に廃業されているにも関わらず、機構宛に連絡の無い店舗は誓約書提出店舗としてカウントされていることから、実際に営業されている店舗数は、その廃業店舗数分を割り引く必要があることを付け加える。

## 検査で気づいたことをお伝えする

次に実際に検査を行なった機構検査部の検査員が気づいたことなどを以下にまとめてお伝えする。

### 計数機のメンテナンスは向上

まずお伝えしたいのは良い傾向にいた。

計数機検査は検査開始以降、マイナス誤差が生じるケースが多々見受けられてきたが、ここに来てその割合は明らかに減少しているのだ。

昨年度の検査においては、残念ながらゼロではなかったものの、非常に少なくなってきた。おそらく各ホールの現場において計数機の清掃やメンテナンスなどを頻繁に行って頂いた結果であろうと考えている。

是非ともこの状況は維持して頂きたい。

平成25年度<<都府県方面別の機構活動状況>>

NO	都府県方面名	誓約書提出 ホール数	検査ホール数			検査台数			
			遊技機	計数機	計	遊技機		計数機	
						ぱちんこ	回胴式		玉
1	札幌方面	298	59	6	65	442	446	5	
2	旭川方面	88	9	10	19	68	60	9	
3	釧路方面	91	4	5	9	32	32	4	
4	北見方面	51	7	2	9	48	46	2	
5	函館方面	58	9	6	15	68	72	5	
6	青森県	147	24	8	32	192	176	8	
7	岩手県	138	25	8	33	195	185	7	
8	宮城県	222	38	6	44	256	338	4	
9	秋田県	127	26	5	31	196	192	5	
10	山形県	107	14	7	21	92	126	7	
11	福島県	219	31	8	39	224	217	1	
12	東京都	1074	115	12	127	711	898	9	
13	茨城県	301	45	9	54	324	362	6	
14	栃木県	205	44	7	51	320	342	6	
15	群馬県	228	43	7	50	304	374	7	
16	埼玉県	627	74	11	85	470	552	8	
17	千葉県	494	102	11	113	698	752	9	
18	神奈川県	628	95	10	105	642	723	5	
19	新潟県	220	37	8	45	276	304	8	
20	山梨県	76	13	8	21	82	82	8	
21	長野県	217	33	11	44	220	274	6	
22	静岡県	354	50	10	60	352	384	8	
23	富山県	79	18	5	23	136	148	4	
24	石川県	102	19	7	26	140	146	7	
25	福井県	78	18	5	23	144	126	4	
26	岐阜県	219	58	7	65	436	430	7	
27	愛知県	683	97	4	101	648	818	3	
28	三重県	154	20	9	29	136	146	8	
29	滋賀県	136	30	3	33	188	214	1	
30	京都府	205	26	9	35	178	174	8	
31	大阪府	939	73	4	77	510	501	4	
32	兵庫県	460	41	8	49	277	323	7	
33	奈良県	106	14	6	20	114	86	6	
34	和歌山県	98	18	8	26	136	140	7	
35	鳥取県	79	12	4	16	76	116	3	
36	島根県	78	15	6	21	92	100	6	
37	岡山県	167	32	9	41	182	314	8	
38	広島県	293	57	5	62	375	408	4	
39	山口県	159	34	8	42	246	252	8	
40	徳島県	69	14	7	21	120	80	5	
41	香川県	88	15	8	23	88	94	7	
42	愛媛県	126	27	6	33	202	200	6	
43	高知県	100	18	3	21	136	134	3	
44	福岡県	416	61	8	69	480	420	6	
45	佐賀県	79	11	3	14	80	80	2	
46	長崎県	173	30	6	36	190	220	3	
47	熊本県	178	34	7	41	268	258	5	
48	大分県	141	24	8	32	164	196	6	
49	宮崎県	144	11	5	16	88	76	4	
50	鹿児島県	257	36	7	43	262	264	7	
51	沖縄県	80	10	7	17	64	72	3	
合 計		11856	1770	357	2127	12368	13473	289	

# 1年間の検査結果



## 注意したい メダルセクター・カバーの欠損

次に少し問題であると思われる状況をお知らせする。

異常事案による行政への通報件数自

体は減少しているが、いまだに一部の回胴式遊技機のメダルセクターのカバーが欠損している事案が見受けられる。この事案は昨年注意を呼び掛けた一時期は少なくなつたものの、最近また増加傾向にあるようだ。

回胴式遊技機のサブ制御基板が不正改造された場合、その発見は厳しいものとなっている。

実際に機構の検査で、サブ制御基板のカシメやシールに異常があり、明らかにケースを開封したと思われるものであっても、サブ制御ロムなど重要なポイントが不正改造されているのか否かは、外見から判断するのが難しいのだ。

## 不正改造事案

### 問題残る回胴式遊技機

最後に明らかな不正改造と思われる事案についてお伝えする。

昨年も同様のことをお伝えしたが、ぱちんこ遊技機についてはV4チップのソケット部改造に注意が必要と思われる。

ただし、ぱちんこ遊技機は不正改造の手口も限られており、数もそれほど多くは無いと思っている。

問題なのは回胴式遊技機である。

残念なことに回胴式遊技機の不正改造ポイントはたくさんある。

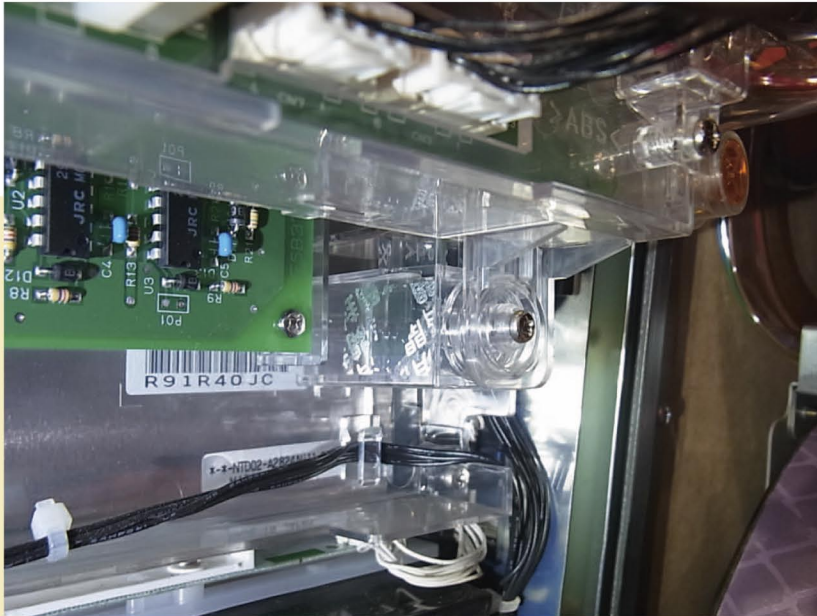
まずはサブ制御基板だ。特にサブ制

願いたい。

このメダルセクター裏のカバーは取り外しがきく部品のため、なんらかの理由でとれた場合、そのままにしているのではないだろうか？

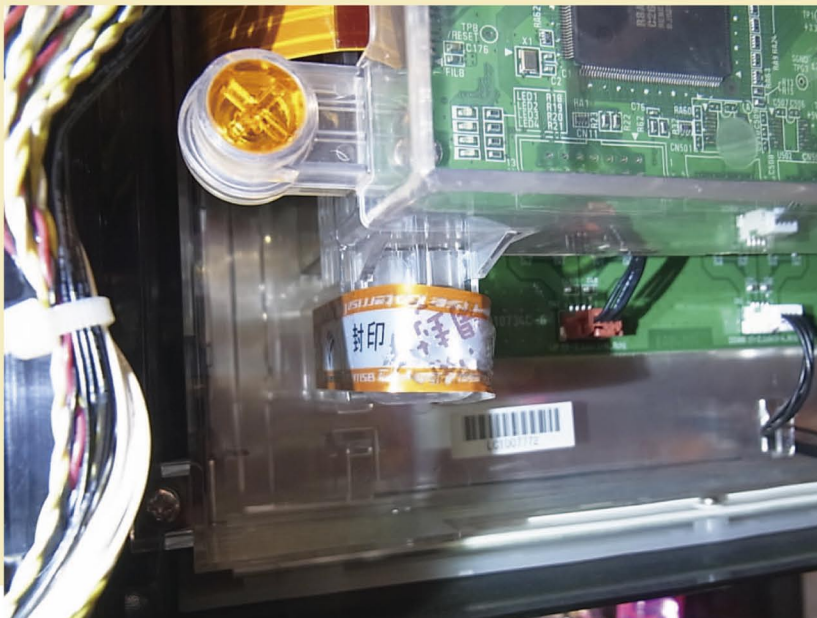
この部品が無いとお客様側に不利益が生じる可能性があることから、ホールの現場においては引き続き注意をお願いしたい。





◀ 回胴式遊技機のサブ制御基板のカシメが取り外され、封印シールも剥がされていた

回胴式遊技機のサブ制御基板に「偽造カシメ」が取り付けられているもの▶



◀ 回胴式遊技機のサブ制御基板の封印シールに一度剥がされた痕跡が確認された

回胴式遊技機のサブ制御基板のカシメが無かったケースも確認されている▶

御基板のサブ制御ロムに書き換え可能なものが使われている場合は注意が必要となる。

またサブ制御基板から主基板へのハース類。あわせて中継基板類にも注意が必要である。

極論すれば、ART機、AT機などの回胴式遊技機は、主基板はそれほど注意する必要は無いと思っている。もちろんこの傾向は一時的なものであるが…。

一部の手口はサンプル写真を掲載するので、参考として頂きたい。

これらはホール側の意図的な不正改造だけでなく、当然、ゴト行為にも使われる手口であると考えられるので、ホールの現場においても注意をお願いしたい。



機構検査部としては、平成26年度も全国の誓約書提出ホールに対し積極的な検査活動を展開していく。

今度も遊技機及び周辺機器の不正改造根絶のため、機構の検査活動にご理解とご協力をお願いしたい。

# 2年連続で放置事故ゼロを

初夏を迎え気温が上昇、ホール駐車場での放置事故が心配される季節となってきた。全日本遊技事業協同組合連合会（青松英和理事長）が「子ども事故防止『強化月間』の実施」（7、8月）を発出するなど、各ホール団体は加盟店に事故防止対策の徹底を呼びかけている。一昨年まで5年連続で犠牲者を出す「緊急事態」だっただけに総力を挙げての取り組みが求められる。

## 7、8月は「特別強化期間」

ホール駐車場での車内放置事故は、2004年から2012年までに13件発生し、13人が死亡（警察庁）している。特に08年からは5年連続犠牲者が出た。このためホール5団体が昨年、共通の事故防止マニュアルを作成、現場への徹底を図った。結果として犠牲者を出すことはなかった。

全日遊連は高温が続き、事故の危険が高まる7、8月を「特別強化

期間」とし事故防止ポスターの掲示や駐車場の巡回などを文書で各組合員に呼びかけている。

「ほんのわずかな時間でも車内温度はかなり高温になるとみられ、過去の（略）事案においても、熱中症とみられる症状により死亡しており、決して油断はできません」と警戒を緩めることのないように訴え、「ホールの強い意志と組合組織の総力を挙げて」事故撲滅に取り組むと強調している。

具体策としては

- ① 定期的な駐車場巡回
- ② 子供連れ入場禁止の表示
- ③ 店内放送や新聞折り込みチラシなどでの告知
- ④ 従業員の訓練など  
安全教育の徹底

——などが示されている。特に肝心なのは「駐車場での定期巡回」である。

原則「1時間に1回」の巡回だが、天候や時間帯などを見て「30分に1回」も検討するとしている。そして1台1台丁寧に着実に内部を点検していけば事故は防げる。ホールの現場が原則通り巡回をするかどうかは事故防止のすべてがかかっていると言える。

## 6年間で233人を救出 全日遊連 未然防止活動で成果

全日遊連が4月にまとめた昨年度の「子ども事故未然防止事業報告」によると、子供の放置を28件発見し、37人を救出した。08年度からの累計は183件、233人

となり、駐車場の巡回により貴重な命を200人以上救ったことになる。

事業報告の内容を分析すると、発見件数が一番多かったのは8月で6件（8人）、次いで7月5件（7人）、5月4件（4人）などとなっており、この3か月で全体の53%（発見人数では51%）を占めていた。さらに7、8月の夏場に絞ってみても件数、人数とも約40%となり、暑い季節に警戒が必要なることを占めている。

発見された子供たちは1歳以下が8人で、5歳以下に範囲を広げると22人と全体の約60%を占める。保護者は父親15人、母親10人、両親が揃っていた例も2件あり、その他祖母や兄といったケースもあった。また、保護者が現れないなどの理由で警察に通報したのは7件だった。

## 個々の例を見ていくと―― 密閉した車内に赤ちゃん

愛知 7月 晴れ 30度 母親

15時30分ごろ、巡回員が駐車場を回っている際、乗用車の運転席後ろの座席に籠があり、中に赤ちゃんが寝かされているのを発見し



# 「社会貢献」を条文に

## 草加市でホール初の災害協定

昨年の台風で浸水などの被害が出た埼玉県草加市と「サンキョー」（阿部恭久社長、本社・川口市）が4月、災害協定を結んだ。ホールの立体駐車場や建物のオープンスペースなどを一時避難所に提供するなどの内容で、同市でホール経営会社との協定が締結されたのは初めて。

条文の冒頭には「社会貢献の一環として」の文言が入り、地域に協力するという目的が強く打ち出されている。

災害協定でホールの姿勢が条文にうたわれる例は全国的にも珍しい。



第一駐車場から見たSAP草加の建物

駐車場



協定の対象となるのは「SAP草加（高梨敦店長）など。名称は「災害時における一時的な避難場所等の提供に関する協定」で、全7条。第1条の（目的）は「この協定は、地域社会貢献の一環として」で始まる。続いて避難場所の提供などについて「必要な事項を定めるものとする」とし、第2条で「市内に風水害、震度5以上の地震若しくは同等以上の災害が発生し、または発生するおそれがある場合に備えて」と発効する条件を示した。

そして避難場所等は「可能な範囲内で、無償で提供するものとする」とした。

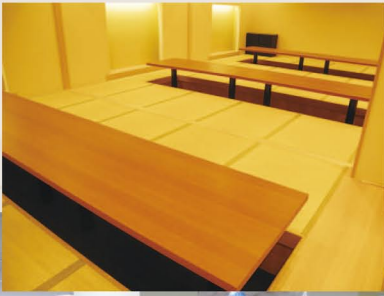
具体的な避難場所などについては、協定を補足する「確認事項」で、同店駐車場や同じビル内にある「SAP草加ポウル店」、寿司店「かいおうSAP草加店」を開放することなどが定められている。昨年4月に同社が協定の申し入れを行い、協議のうえ4月9日に調印にこぎ着けた。

### 寿司店や ポウリング場も活用

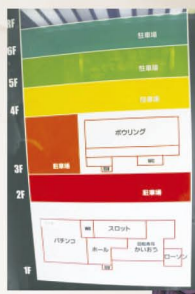
多様な施設をどう役割分担させるのか。同月、実際に現場を見た。東武伊勢崎線の草加駅から車に乗る。鉄工所などの工場、住宅が混在した地域の細い道路を走ると、10分余で住宅の屋根の向こうにポウリングのピンと「SAP」のロゴが見えてくる。ちょうど幹線道路のひとつである産業道路沿いに「SAP草加」がある。

ここは6階建てのビルで、1階の床面積は約3500㎡あるという。1階にはホールがあり、北側に寿司店とコンビニが並び、3階はポウリング場（一部駐車場）になっている。駐車場は2階〜屋上まで計6面あり、別棟にも1か所立体駐車場がある。この日はホー

寿司店には和室も



SAP草加の  
フロア案内▶



寿司店内部



SAP草加

◀ボウリング場も避難スペースに

ル内部の改装中で、工事関係者が出入りし慌ただしい雰囲気だった。パチンコ540台、スロット464台と1000台を超える遊技機を抱える大型店で、従業員は約70人になる。

協定の実際的な内容は3点。避難所と駐車スペースの提供、防災機材の備蓄である。

まず、住民が避難する場所は、1階の寿司店「かいおう」。ボックス型に仕切られた客席と広い通路が目に入る。奥に進むと畳を敷いた和室がある。「お年寄りはこちらで横になります」と本社経営企画室経営企画グループ長の峰岸周さんが説明してくれた。

もう一つは3階のボウリング場。36のレーンが並び、ポロシャツ姿の中年男性らがゲームを楽しんでいる。「カーン」「ガシャ」。フロアに音が響く。レーンとカウンターの間通路も広く、ちよっとした体育館並みの広さに見える。かなりの人数が収容出来そうだ。

## 900台を収容

次に駐車スペースの確保と機材の備蓄。1階の車両出入口からスロープを上がる。警備員が1人立っている。「左側に寄って下さい」。2階に上がると一角がカラーコーンで仕切られている。ここが防災用資機材の備蓄場所だった。今後、同市の担当職員が現場を見て、囲いにするか倉庫の形にするか決めるのだという。収容するのは「土嚢、カラーコーンなど聞いています」と高梨店長。

屋上まで上がる。付近に大きな建物がなく、周囲が見渡せる。水害でも2階以上にいれば回避出来そうだ。

駐車場は本館から約50m離れたところにもう1か所ある。「第一駐車場」である。5階まであり、エレベーターで屋上へ上がる。「今は3階以下を使っています」。主任の工藤祐さんが説明する。平日で休業中なので流石に車は少ない。駐車場の収容能力は合わせて約900台。避難する市民の車をはじめ警察などの緊急車両も受け入れ可能なスペースがある。災害復旧の出動基地にも使えそう



草加駅



資機材の備蓄場所



第一駐車場屋上

だ。避難する一般車両と緊急車両をどこにどう収容するかは未定で「今後協議していく」(峰岸さん)という。

## 飲料水などの提供も

このほか条文などには記載されていないが、同社では

- ① 避難者への飲料水等の提供
- ② トイレの開放

——などを計画している。

地域住民に対する独自のサービスで、飲料水は備蓄、景品など約500人分があり、景品の食料なども提供出来る。「ケースバイケースですが、食料関係となれば寿司店もありますし、経営するコンビニもビル内にあるのでいざとなれば多様な必要品が提供出来ると思います」と峰岸さんは話す。

## 去年はホール周辺が浸水

では実際に災害の危険はどのくらいあるのだろうか。

昨年の台風26号では集中豪雨のため、ホールの周辺一帯が水に浸かった。

当日出番だった工藤さんは「膝まである水をかき分けながら出勤

しました」と話す。産業道路の歩道で手をかざし、「ここまで水が来たんです」。「この付近は水はけが悪いと聞いています。周囲が水浸しになったのは初めての経験でした。エンストしたトラックをみんなで駐車場に押し上げもしました」と振り返っていた。

ホールから約200m北には古綾瀬川が流れている。豪雨や増水、決壊などの恐れがないとは言えない地区のようだ。

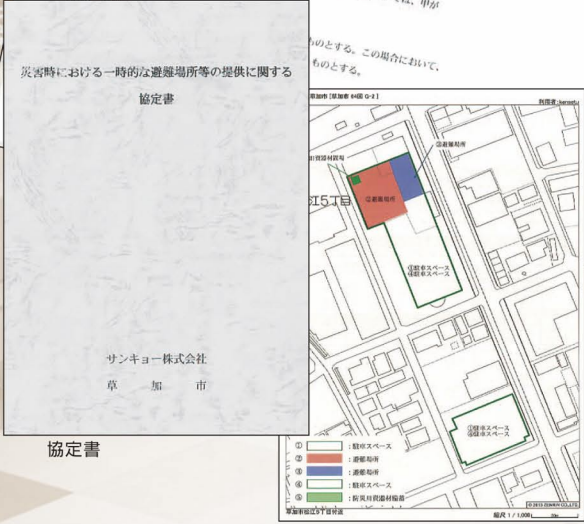
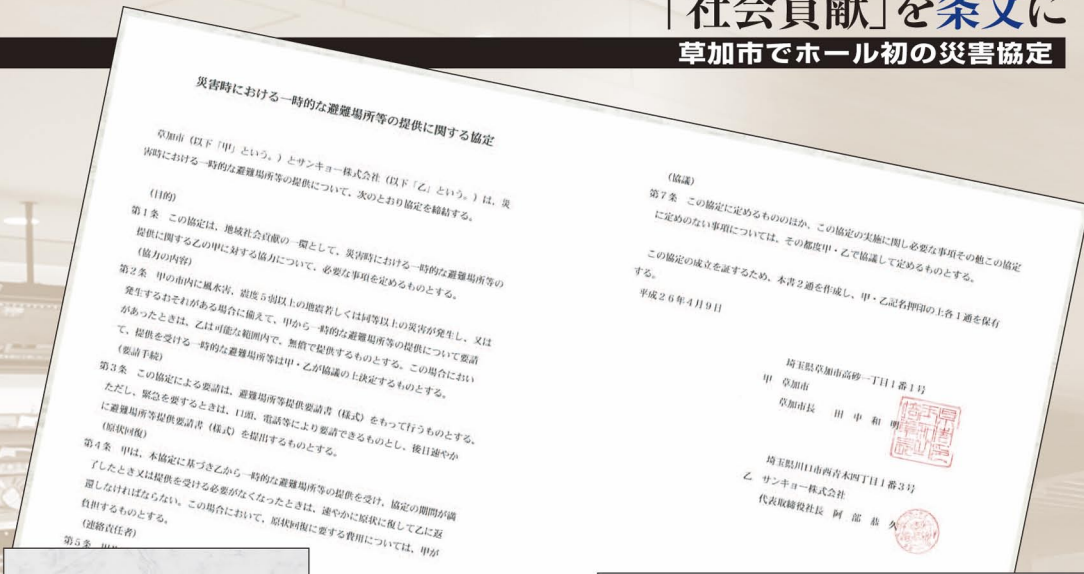
草加市は古くは日光街道の宿場町として栄え、現在はベットタウンとして人口約24万5000人を抱える埼玉県で6番目に人口の多い市に発展している。同市の「地域防災計画」によると、関東大震災(1923年)では最大震度7の強震に見舞われ、地割れと砂の噴出などもあり、市内で死者32人、負傷者92人、家屋全壊約400軒の被害が出ている。先の東日本大震災では建物の一部損壊110件となっている。

水害では1947年のカスリーン台風で利根川と中川の堤防が決壊、濁流が綾瀬川に流入したが、土嚢積みなどで止水に成功してい

# 「社会貢献」を条文に 草加市でホール初の災害協定



古綾瀬川



協定書

平成26年度  
「災害時における一時的な避難場所等の提供に関する協定」に関する甲乙間の確認事項

対象地 草加市松江5-3-13 (松江五丁目853番地先)

(第2条関係)

対象者	対象施設	提供内容	番号
市民	SAP草加店	駐車スペースの提供	①
	SAP草加ボウル店	避難場所の提供(一時的)	②
	かいおうSAP草加店	避難場所の提供(一時的)	③

※ SAP草加店に併設されている駐車場の使用を原則とする。  
※ 避難場所については、甲乙協議によって決定する。

(第3条関係)

対象者	対象施設	提供内容	番号
草加市	SAP草加店	駐車スペースの提供	④
		防災用資器材の搬送	⑤

※ 防災用資器材とは、バリケード、土のう等をいう。  
※ 防災用資器材の維持管理は草加市で行う。  
※ 盗難等があった場合の対応は草加市で行う。

(第5条関係)

連絡先	草加市	サンキョー株式会社
	建設管理課長 石川 直浩	SAP草加店 店長 高梨 敦



「ここまで水が来ました」と説明する工藤さん

## 社会貢献の蓄積を生かす

従来ホール店舗や駐車場を開放する形の協定はあったが、寿司店などビル内の施設、機能を総合的に活用する内容は珍しい。約2000人が収容出来るとみられ、多目的ビルを抱える大規模店ならではの活用方法を示したとも言える。

同社はこれまで東日本大震災の募金、被災地への防犯灯やリヤカ

る。03年以降しばしば水害があった。浸水域が最も広がったのは04年10月の台風22号襲来で、市域の14%となっている。氾濫シミュレーションでは、中川・綾瀬川が氾濫すれば市内の浸水面積は計80%に及ぶとの見方もある。同市では利根川の洪水を想定し、床上浸水3万9000棟、避難対象者14万7000人、避難所収容人員7万4000人などの設定で計画を組み立てている。

市民にとって避難場所がひとつでも多くあれば、安心に繋がる。同店の周辺に住む人たちにとって心強い協定締結となっているだろう。

東日本大震災以降、全国の自治体が地域防災計画の見直しを進め、大規模な駐車場を抱えるホールと災害協定を結ぶ例が目立っている。そして住民の避難所としてだけではなく、駐車場のヘリポート利用や帰宅支援ステーションなど多様な活用方法が考え出されている。

3月には被災地の宮城県と県遊協が総合的な協定締結を行い、暴力団排除などを盛り込んだ先例として関心を集めた。また、飲料水や食料をホール側が無償で避難者に提供するという協定も登場してきた。ホールの「社会貢献」にはまだまだ踏み込める余地がありそうだ。今後も次々と新しい内容の協定が生み出されていくだろう。



# 機構の窓から

## 車内でわかる日本の姿



マタニティーマーク

お聞きしますが皆さんは「マタニティーマーク」って知っていますか？女性はともかく大半の男性、特に中年を越した方はほとんど知らないのではないだろうか。恥ずかしながら、かくいう私もつい最近まで知らなかった。それを知るきっかけになったのは…

某月某日夕、帰宅途中の事だった。電車はラッシュとは言えないまでも、ほぼ一杯の乗客で吊革すらかめのないような状態だった。

そこあまり目立たないがおなかが大きいのではないか、と思われる女性が乗車してきた。当然足を踏ん張ってよろけないようにしている。目の前にサラリーマン風の男性が座っていた。ちょっと顔をあげ女性の顔を見たがまた下を向いてしまった。この男性は次の駅で降りたので女性は空いた席に座った。

ごく当たり前のような光景だったが「ちょっと引っかけた」。「男性が悪い」とは思わない。たぶん妊婦と分かれれば席を譲ったのではないかと思う。「おなかに赤ちゃんがいる」ことを示すバッジでもあればいいのに、と後日仲間に意見を求めた。

そこで「マタニティーマークがある」と教えられた。

残念ながらこのマークは電車内で見えたことにはなかった。ためにしにブログを見て驚いた。

産婦人科医から「マークを付けるのはシルバーシートの前だけにしなさい」と言われた。「妊婦ならタクシーに乗れ」「年寄りの女性におなかを肘で小突かれた」等々驚く話が載っている。そういえばもう数年前になるが仕事仲間の若いお母さんがJR横須賀線で

帰宅途中、前の席が空いたので座ろうとしたら横の中年男が体当たりしてきて座ろうとしたことがあったという。「妊婦です」と言ったらすごい顔でにらまれ駅で降りる際、腹を鞆で突き上げられたそう。気丈な彼女は警察に駆け込み、数日後犯人を見つけ謝罪させたそうだが、そんなひどい男はまずいと思っただけでどうやら大きな間違いだったようだ。

そういえばいま、ベビーカーを電車内ではたためとたたまなくてよいとか論争になっていた。どうやら国交省が見解をまとめると新聞にはあった。

少し前の新聞にこんな投書が載っていた。島根県の52歳の男性からでこういう内容だ。「JRの環状線で満席の電車に妊婦さんが乗ってきました。おばあさんと並んで座っていた5歳くらいの男の子が突然、妊婦さんに駆け寄り『座りや！』と席を譲ろうとしたのです。妊婦さんは『おばあちゃんは大丈夫。僕ちゃんは座るとき』と応じました。すると男の子は『おばあちゃんが座るとちがう。おなかの赤ちゃんが座るのや！』と満面の笑顔で答えたのです。妊婦さんは涙を流しました。声を詰まらせながら『ではおなかの赤ちゃんが座らせてもらおうわ。おおきに』と着席しました。男の子はおばあちゃんの膝の上に座り、3人で楽しそうにしていました。(略)妊婦さんはおそらく「おなかの子もこんな子に育ってほしいな」と願ったろうと思います」(3月6日朝日新聞)

これを読んだあなたはどう思いますか。小さな男の子の「他人を思いやる気持ち」に救われたような気になりませんか。ベビーカーやマタニティーマークに敵意を持つ昨今の風潮。日本はいつからこんな国になってしまったのだろう。(勝)

僕、おなかの赤ちゃんに席譲る

満面の笑顔で答えたのです。

「おなかに赤ちゃんいます」

「おなかに赤ちゃんいます」







# 店長に求められる知識

## 業 界 知 識 VI

### パチンコ店舗管理者実務能力検定試験

通称・P能検。エンタテインメントビジネス総合研究所が2005年から実施。対象の中心はホール店長やその候補者。筆記試験は7科目（一般常識、業界知識・法律知識・不正排除、計数管理・機械整備・設定管理、顧客サービス、経営マネジメント、マーケティング、労務管理）で構成されており、全100問が出題される。

名称	概要	管轄	主な規定項目
遊技機規則	法規	国家公安委員会	<ul style="list-style-type: none"> <li>一分間の発射個数</li> <li>始動口の個数</li> <li>盤面の大きさ</li> </ul>
内規	自主規制	日工組 日電協	<ul style="list-style-type: none"> <li>特賞確率の下限</li> <li>始動口の最小賞球数</li> </ul>

店長が健全かつ適正な営業を行うために必要な知識のうち、今回は、遊技機を取り巻く法規について取り上げます。パチンコ店に設置されている遊技機には、風適法の他、パチンコ・パチスロが健全な娯楽であるために作られた法規があります。それが遊技機規則と内規です。

遊技機規則（正式名称・遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則）では、国家公安委員会が健全な遊技機のあり方のため、風適法

を元に遊技機の性能を定めています。対する内規とは、遊技メーカーの組合が自主的に作成した規制です。パチンコメーカーの組合を日本遊技機工業組合（通称：日工組）、パチスロメーカーの組合を日本電動式遊技機工業協同組合（通称：日電協）と言います。遊技機規則では定められていない遊技機の性能に関する細かい部分は、この内規によって規定されています。今回は、パチンコに関する問題を解きながら解説していきます。

### 遊技機規則

#### 【問題】

遊技機規則に定められているパチンコ機の技術上の規格、構造に関する内容として、誤っているものはどれか。

#### 【選択肢】

- a：お客様が直接操作しているとき以外、遊技球が発射できないこと。
- b：使用する遊技球の直径は

11mmであること。  
**c**：使用する遊技球の重さは5.0g～5.3gであること。  
**d**：遊技釘は盤面に対しておむね垂直に打ち込まれていること。

【回答分布】

**a**：8・0%    **b**：11・5%  
**c**：56・6%    **d**：23・9%

【正解と解説】

正解はcです。

遊技機規則の別表第四「ぱちんこ遊技機に係る技術上の規格」(2)構造に関する規格では、以下のよう

に定められています。  
 技板におおむね垂直に打ち込まれているものであること。

ですから、パチンコに使用される遊技球の質量は「5.0g～5.3g」ではなく「5.4g以上5.7g以下」と定められていることが分かります。その他、構造(硬度)や材質(鋼製であること)などについても取り決めがあります。遊技機同様、遊技に使用される玉やメダルにおいても厳しい規格に適合したものしか使用できないことを覚えておきましょう。

## 施行規則

【問題】

風適法で定められた「著しく客の射幸心をそそるおそれがあるパチンコ機」に、該当しないものはどれか。

※チューリップⅡ第1種・第2種非電動役物  
 ※普通電動役物、アタッカー・羽根役物Ⅱ特別電動役物とする。

【選択肢】

**a**：1分間の発射玉数が100発を超える。  
**b**：チューリップ、アタッカーⅠ・羽根役物を除く入賞口の最大幅が13mmを超える。  
**c**：1玉の入賞に対する払い戻し玉数の上限が15個を超える。  
**d**：10時間玉を発射して、出玉率が120%を超える。

【回答分布】

**a**：9・6%    **b**：46・6%  
**c**：8・0%    **d**：35・8%

【正解と解説】

正解はdです。

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行規則(以下、施行規則)第9条「著しく射幸心をそそるおそれのある遊技機の基準」の四に、以下のように定められています。

「十時間にわたり遊技球を連続して発射させた場合において、獲得することができる遊技球の数が発射させた遊技球の数の二倍を超え

ることがあるか、又はその二分の一を下回ることがある性能を有する遊技機であること」

つまり、獲得できる遊技球(Ⅱセーフ)が、発射させた遊技球(Ⅱアウト)の二倍を超えるか、二分の一を下回ることから、出玉率の基準は「50%超200%未満」ということとなります。

その他、選択肢をそれぞれ見てみます。aは、同じく「著しく射幸心をそそるおそれのある遊技機の基準」の一に「一分間に四百円の遊技料金に相当する数を超える数の遊技球を発射させることができる性能を有する遊技機であること」と定められていることから該当します。ちなみに、この四百円とは税抜き金額を示しています。4月からの消費増税に合わせ改定された部分です。bは、同九に

「遊技球の大きさに比して入賞口の大きさが著しく大きい遊技機又は小さい遊技機であること、その他客の技量にかかわらず遊技球の獲得が容易であり、又は困難である遊技機であること」と定められています。詳細は、遊技機規則の別表第四「ぱちんこ遊技機に係る

イ(口)：発射装置は、遊技者が直接操作する場合のほか、遊技球を発射することができない構造を有するものであること。  
 口(イ)：遊技球には、直径11mmの玉を用いること。  
 口(口)：遊技球には、5.4g以上5.7g以下の質量の玉を用いること。  
 ホ(口)：遊技くぎ及び風車は、遊

技術上の規格」(2)「構造に関する規格」の二「入賞口及びゲートの構造に関する規格」(ホ)で、「役物が作動しない場合における入賞口の入口の大きさは、十三mmを超えるものでないこと」とあります。よってbも該当します。cは、同一に「一個の遊技球を入賞させることにより獲得することができる遊技球の数が十五個を超えることがある性能を有する遊技機であること」とあるため、同様に該当します。

パチンコ、パチスロは、お客様の射幸心を著しくそそぐことのないよう、適度なレベルに射幸性を保たなければなりません。遊技機メーカーは遊技機規則の基準に沿って開発を行う一方、パチンコ店は自店に設置した遊技機が基準から逸脱しないように、違法改造などを防ぐことが求められます。

## 内規

### 【問題】

2012年4月1日から施行された日工組内規で、メイン図柄を作動させる電チューの賞球数を1個とする場合、初当たりを含む総獲得遊技球数の期待値は、何個以下でなければならぬか。

#### 【選択肢】

- a : 4800個以下
- b : 6400個以下
- c : 8600個以下
- d : 9600個以下

#### 【回答分布】

- a : 14・9%
- b : 36・7%
- c : 28・5%
- d : 19・9%

#### 【正解と解説】

正解はcです。

2012年4月1日から施行された日工組の内規改訂は、次の2点です。

#### 改訂点1

獲得遊技球数(初当たりを含む)の期待値が8600個以下の場合、電チューの最低賞球数が2個もし

くは1個とすることを可能とする。

#### 改訂点2

いわゆる旧1種・2種混合タイプの仕様において、継続リミッタの有無に関わらず、総獲得遊技球数(初当たりを含む)の期待値を6400個以下とする。

改訂点の1により、初当たりを含む出玉総量が8600個以下の場合、電チューの賞球数を2個もしくは1個とすることが可能となりました。遊技機規則において、パチンコの1分間の最大発射玉数は100個以下であり、電チューサポート作動中(以下、電サポ中)に1分間で100個以上の払い出しがあることは禁止されています。つまり、電チューの賞球数を2個もしくは1個とすることで、電チューの入賞率を高めることができるようになりました。

これによって、お客様は電サポ中にストレスを感じることなく遊技をすることが可能となり、店側は特殊な打ち方によって電サポ中に出玉を増やされるという攻略要素に頭を悩ませる必要もなくなり

ました。現在では、電チューの賞球数は2個がスタンダードになりつつあります。

内規では、行き過ぎた射幸性の規制やゲーム性の幅を広げたりするなど時代の流れと共に変化しています。上記の日工組内規改訂では、確変中・時短中の消化速度が早く瞬発性の高いパチンコ機が開発できるようになったことで、ゲーム性の幅が広がりました。パチンコ店では、機種の特性を活かす取り組みがこれまで以上に求められてくるでしょう。



パチンコ店がお客様に提供する主商品となるものは、紛れもなくパチンコ・パチスロなどの遊技機です。接客サービス業として、商品知識を向上する姿勢が求められます。現状、店側よりもお客様のほうが遊技機に詳しいという状況は本来の姿ではありません。商品そのもので他店との明確な差別化を図りにくいからこそ、それを取り扱う者として正確な理解が求められるのです。

# 銀世界の裏

71

出世欲

文・綾小路 杏

イラスト・末永士朗

このパチンコ店に入社して、もう5年になるか。

そんなに頭の良くないオレだけど、自分なりに頑張って、マジメに働いてきたつもりだ。

2年前には、平社員から「主任」に昇格した。

もっと上を目指そうって気になって、それから毎日頑張ってきたけれど、それから昇格の話は出てこない。

まあ、理由はなんとなく見当はつくけれど。

ウチのグループの構成と、役職はこんなふうになっている。

店舗数は県内で20。

それを東西南北別に5店舗ずつグループに分けて、エリアと称している。

エリアを統括しているのが営業部長で、グループ内には第一営業

部長から第四営業部長まで4人いるということだ。

その上が本社。

各店舗ごとに言うと……。

「主任」というのは正社員で入って、3年〜5年ぐらいで付く肩書き。そう考えると、オレの出世スピードはやや早かったほうか。

パチンコ店というのは、アルバイトや派遣社員が多く、入れ替わりが激しい。

そういった「臨時」の人たちには責任ある仕事を任せるわけにはいかないから、「主任」であるオレの負担はけっこう重い。

フロアで何かトラブルがあれば、アルバイトから正社員で主任であるオレにバトンタッチされる。

とはいえ、オレが店で一番エライわけではない。

店で一番エライのは、もちろん「店長」。

その次に、「副店長」。

その次の役職が「フロアマネージャー」で、2人いる。

そしてようやくオレの「主任」が続く。現在、この店に「主任」は5人いる。

オレの下には役職なしの平社員が5人、それからのべ50人くらいは登録しているんじゃないかという派遣さんとアルバイト。

正社員で入った者は、グループ内を異動しながらスキルアップをしているが、最終的には本社勤務になるのが、この会社でいうところの「出世」だ。

もちろん、本社にもたくさんの方が働いていて、そこから「課長」やら「部長」やらの役職が控えている。

とはいえ、まずは本社を目指さなくてはならないが、この店舗に異動してから、出世の道がちょっと難しいことになった。

なぜかフロアマネージャーのAに嫌われているのだ。

理由は本当にわからない。

特に大きなミスをしてAに迷惑を

かと思う。

なぜなら、それによってオレの評価は確実に下がったであろうから。

あれは4か月前。オレはいつもの通り、遅番の仕事が終わって事務所の掃除をやっていた。

そこに、フロアマネージャーであるAがやってきて、いきなりオレを怒鳴りつけた。

「お前、さっき設定変更してる時、見てただろ！」

「え？」

たしかに店長とフロマネがパチスロの設定変更やっている時に近くにはいたけど、遊技機内部の掃除をしてただけだ。

オレはそのとおり答える。

そこに店長もやってきて、同じようにオレを怒る。

言い忘れていたが、店長はAのこ

とを気に入っている。

二人に怒鳴られ、仕方なく「すみません、以後気をつけます」と謝るしかなかった。

内心、「見られたくないようなことなら、なんでオレが掃除している時にわざわざやるんだよ」とムカついたが。

そのことがあってから、店長にとってオレは「油断ならないやつ」という評価になったようだ。

つまり、設定変更情報をお客さんに流しているんじゃないかと疑っているということだ。

このことは本社にも報告したようで、後日、本社からも聴取された。もちろん、オレはきちんと事実を伝え、そんなつもりはまったくないと主張したけどね。

でも、あれは確実にオレの評価に影響しているはずだ。

オレの出世をはばむAが憎くて憎くてしかたなかった。



かけたとか、そんなことはなかったはずだ。でも、とにかくAに嫌がらせされているのは事実だ。その嫌がらせも「嫌がらせ」のレベルを超えているんじゃない

なんとかAに仕返しができないか、Aの弱みを探そうと思い、ヒマを見つけてはAの行動を監視した。

そして、事件は起きた。

ある日、本社からセキュリティ部門の担当者がやってきた。

割りが取れないので、遊技機をチエックすることだった。

結果、パチスロ機からゴト部品が出てきたのだった。

出てきたのは、クレマンやセルゴト系の部品ではなく、主基板からサブ制御基板へのハーネス。そのハーネスにぶら下がるように電子部品が取り付けてあった。

ハーネスのコネクタには頑丈なカバーもついているから容易に取り外したりするのは不可能だ。

つまり、店の中に犯人または協力者がいる……ということになる。

オレはスマホを取り出し、アルバムを確認した。

そこには、Aの行動を隠し撮りした写真が入っている。

とある一枚を見つけ、オレは確信した。

そして、以前、疑われたときにやってきた、本社の人の名刺を取り出し、メールした。

その写真を添えて。

本社の人からの返信は「確認します」だけのそっけないものだった

が、結果は数日後に判明した。

早番で開店準備が整ったところで、ホールから怒鳴り声が聞こえてきた。

急いで駆け付けると、Aが店長と本社の人たちに羽交い絞めにされていた。

Aの手には例のハーネス。

「現場を押さえたんだ！」

オレは興奮した。

ひとしきり騒ぎが落ち着いた後、本社の人が店長を従えてオレのところにやってきた。

「君には情報を提供してもらって助かったよ、ありがとう」

店長もバツが悪そうにオレに言い訳する。

「すまなかった……Aに言われて君を疑っていた。自分の見る目のなさを反省しているよ……」



「結局、どうということだったんですか？」

オレは店長を無視して本社の人に尋ねる。

「うん、君には知る権利があるだろう。」

本社の人は、オレの写真を受けて取ってから今日までのことを説明してくれた。

オレが送ったのは、一枚の写真。

店舗からほど近いファミレスの駐車場で、たまたまAを見かけたので撮影したものだ。撮ったときには、それがどういうことか意味がわからなかった、Aと誰かとが会っている場面。

ただ、全面スモークが貼られたワゴンボックスカーはいかにも怪しかったし、Aが中にいる人から何か紙袋を受け取り、すぐに去っていったのは、何か不自然に感じていた。

オレはそのことを思い出し、「気のせいかもしれないが、こんなこと

## 銀世界



があった、調べてもらえないか」と本社の人にメールしたのだった。

そこから、本社の人はすぐに動いた。

映っている写真から相手を割り出し、それがとあるゴトグループのものであることを突き止めたという。そのままAを問い詰めようかとも思ったらしいが、念のため現場を押さえられればなお良しというところで、Aのシフトから1人になれそうな時間をチェックして張っていたのだと。

そして、Aはまんまと本社の人が見え隠れして監視している目の前で、ハーネスを取り付けようとした。

本社の人は続ける。

「正直、ハーネスが見つかった当初は君のことを調査していたんだ。

店長やAからも、君が怪しいと聞いていたからね。でも、君から届いた写真には、長年この仕事をしている私もピンとくるような不正の匂いがしてね。それで納得したよ。Aは自分への疑いを君になすりつけようとしていたんだ、と」

今度は店長のほうを見て言う。

「店長、事実を確認せず、一人の言い分を鵜呑みにするのは良くない。もしかしたら、Aからなんらかの利益を受け取っていたんじゃないかと、疑わざるを得ないんですけどね？」

店長の顔が真っ青になる。

「いえ、いえ、私は……本当に何も知らず……Aの口がうまいというか……いえ、本当にすみません！」

Aのことばかりヒイキしていた店

長その慌てっぷりを見て、オレは爽快だった。

そしてその後が続いた本社の人言葉に、有頂天になった。

「フロアマナージャーの席も空くことですし、今回の功績を考慮して、君には後日、辞令が出ると思うよ。引き続き、会社のために頑張ってください」

その日の酒は格別の味だった。



この物語はフィクションです。実際の出来事を参考に書いていますが、現実に存在する人物像や事件とは一切関係ありません。

# 貯玉・再プレイシステムと 景品交換率変更時の対応及び 不良客への対処

## 1 貯玉・再プレイシステムに 関連するトラブル

最近、ホール業者から、貯玉・再プレイシステムに関連する相談が相次いだ。

相談の第一は、加盟する遊技業協同組合からの売れ筋の景品（賞品）〈客が買取所にて買い取らせ換金できるもの〉の交換玉数をそれまでの25玉交換から29玉ないし32玉交換の範囲で変更するようにとの決定に従い、25玉交換から29玉交換に変更したところ、貯玉会員から交換玉数変更前の貯玉分については旧交換玉数で景品を提供するようにとの要求を受けた、というものである。相談の第二は、地元でチェーン展開しているホール業者が、ある店舗で不

正を働いた客に対して同社の全店舗への出入りを禁止すると共に、出玉の没収と全店舗での貯玉を無効とする旨を申し渡し、その客はこれらの処分を承諾する内容の念書まで書いたが、後日、弁護士を使って貯玉分を補償しろという内容証明を送り付けて来たというものである。

## 2 貯玉・再プレイシステムの 法律関係

このようなトラブルを考える場合、貯玉・再プレイシステムとは、法律的にはどのような構造になっているのかという点を確認する必要があるが、更にその前提として、ホール業者と遊技客の間の遊技（プレイ）に関する契約との関係も確認する必要がある。



### 三堀 清

みほり きよし

昭和32年 神奈川県生まれ  
早稲田大学法学部卒  
司法修習終了後  
昭和63年 弁護士登録(第二東京弁護士会)し、  
大手企業の法律問題を扱う法律事務所勤務を経て  
平成8年 早稲田大学大学院修士課程終了  
平成9年 三堀法律事務所開設  
現在、パチンコホールを始め企業関連の民事事件を手がける

以下は、既に何度か説明していることのおさらいになるが、遊技に関する契約とは、客がホールに入店して料金を投入して玉を借りたりカードを購入したりした時点でホール業者と客との間で成立するものであり、この契約の成立により、一方で、客はホール業者に対して、適法で正常に作動する遊技機で遊技し遊技の結果獲得した出玉数に応じて景品交換又は再プレイする権利を取得し、プレイするにあたり法令だけでなく店内ルールをも遵守しなければならぬ義務を負い、他方で、ホール業者は客の権利・義務に対応する義務を負担し、権利を取得するといふものである。

次に貯玉・再プレイシステムとは、ホール業者が、客に対して、前述の遊技に関する契約に基づく出玉数に応じ



て景品交換又は再プレイをする権利を一定の期間持越すこと、すなわちその行使を当面、留保し、後日、行使することを認めるという契約関係である。

貯玉・再プレイに関する契約は、遊技に関する契約とは非常に密接な関係を有するが、これとは別の契約関係である。なぜなら、貯玉・再プレイは、全ての客が当然に利用するものではなく、遊技に関する契約とは別に貯玉・再プレイに関する契約を締結した「貯玉会員」だけが利用できるシステムだからである。客の中には遊技だけして貯玉・再プレイをしない者もいるのである。

この「貯玉会員」は、ホール業者又はこれから委託を受けた第三者の作成した「貯玉会員規約」等の約款を承認して申し込んで登録された者であり、会員登録時に交付された会員カード及び暗証番号を用いて、貯玉データの入力、確認及び行使（引出）を行うことができる。なお、貯玉データは、ホール業者又は委託を受けた第三者がコンピュータにて電磁的記録として管理し、会員カード上には記録されないから、カード自体は有価証券にも玉を保管したことを証する書面にも該当しないこととなる（風適法23条1項1号・4号

参照。

### 3 景品の「交換率」の変更

以上を前提として、組合の決定に従って景品の「交換率」を25玉交換から29玉交換に変更したところ、貯玉会員から旧交換玉数での景品提供を要求されたという事案はどう考えるべきだろうか。

組合の決定とあるが、これは、組合加盟のホールで100円（25玉）相当で提供されていた景品の市場価格＝通常の小売価格を調査したところ、116円（29玉）ないし128円（32玉）で販売されていることが判明したということ、等価性の基準（等価交換規制）（風適法施行規則35条2項1号イ）に適合するよう市場価格に等しい29玉ないし32玉交換に改めましょう、という法令遵守を指導しているものと解釈される。であるから、景品の提供価格について独占禁止法に違反する違法なカルテルを結んだりしたものではなく、事業者団体として許される行為であることは明らかである。

そして、この組合の決定に従って25玉交換を29玉交換に変更することは、要するに、景品の提供価格を100円か

ら116円に値上げしたということに過ぎない。そうすると、貯玉会員は、景品の「交換率」変更の前後を通じて貯玉数がそのまま引き出せ、1玉4円×貯玉数での景品交換又は再プレイの権利は全く目減りしてないのである。貯玉会員は、貯玉期間中にある種の景品が値上げ（交換玉数に変更）されたとしても、値上げ後に旧提供価格での景品提供を要求する権利までは認められていないことは明らかである。

ホール業者としては、このような要求に必ずしも義務がないばかりか、逆にこれに応じてしまうと前述の等価性の基準違反を犯す結果となるから、寧ろ、このような要求は応じてはならないということになる。

ただしホール業者としては、無用な混乱を予防するため、事前に将来的な景品の提供価格の値上げ＝「交換率」の変更を予め告知することが望ましいであろう。

### 4 貯玉の無効処分

次に、貯玉無効を申し渡した不良客の弁護士から貯玉分の補償を要求されたという事案はどう考えるべきだろうか。

先述したが、遊技に関する契約により客は法令及び店内ルールに従って遊技しなければならないという義務を負うところ、客にこれらに違反する不正行為があれば、ホール業者としては、客の契約違反を理由として遊技に関する契約を解除することができ、その結果、客の出玉で景品交換又は再プレイする権利は消滅し、客はホール業者が所有権を有する玉を返還しなければな

らなくなる。これがいわゆる出玉の没収である。

更に、ホール業者は悪質な不正を行ったため信頼関係をもてないと判断した不良客について、以後一切遊技に関する契約を結ぶことを拒否すると共に、ホールへの立入りも拒絶することができる。これが出入り禁止である。

チェーン展開しているホール業者の場合、一つの店舗で不正を行っただけ

客はホール業者に対して、

適法で正常に作動する遊技機で遊技し

遊技の結果獲得した出玉数に応じて

景品交換又は再プレイする権利を取得し、

プレイするにあたり法令だけでなく

店内ルールをも遵守しなければならない義務を負い、

他方で、

ホール業者は客の権利・義務に対応する

義務を負担し、権利を取得するというものである。



でも、遊技に関する契約の当事者としては同一人物であるから、当該ホール業者は、当該不良客の全店舗への出入りを禁止できる。

そして、出入禁止処分を受けた不良客は、ホール業者と将来的に一切の遊技契約を締結することができないのだから、貯玉で景品交換又は再プレイをする余地もなくなる。そこで当該不良客の全店舗の貯玉が無効とされるのである。

この事案でも、ホール業者は不良客の弁護士からの要求に応ずる義務はない。

なお、ホール業者としては、このような場合、貯玉を無効にしたために法律上の原因なく貯玉分を利得をしたとされる可能性もあるので、貯玉会員規約等で、客に不正な行為があったときは貯玉が無効になることを明示して周知することが望ましいであろう。

以下、全くの余談であるが、司法試験の合格者の増加により弁護士数も増加した結果、弁護士が、依頼者の要求を鵜呑みにしたような、今まではあり得なかったような合理性の無い権利主張をしていくことも多くなった。ホール業者においてはこの点の備えを十分に必要があろう。

データでみるパチンコ業界

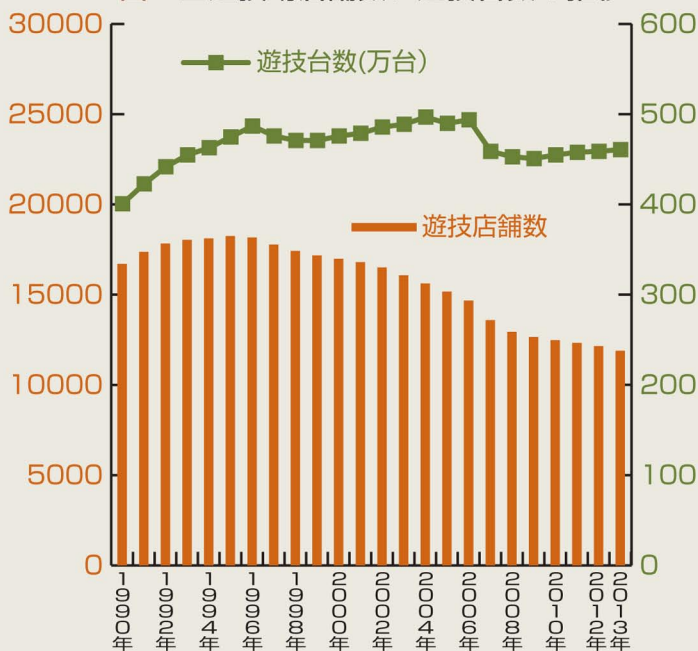
# Yesterday, Today And Tomorrow

第八十三回

## 施設数の増減からみる 娯楽の変化

【協力】株式会社エンタテインメントビジネス総合研究所

図1 ■遊技場店舗数、遊技台数の推移



### 減少する パチンコ店

ゴールデンウィークも終わり、梅雨のシーズンを迎えています。パチンコ店にとつては、大型連休と夏期休暇の繁忙期の間で、少し余裕が出来る時期かもしれません。そんな時こそ、基本的なデータを確認し、パチンコ業界のあり方について考えてみたいものです。今回は、パチンコ店とゲームセンター、カラオケボックス、映画という身近な娯楽と比較してみます。

図1は、警察庁が毎年発表する

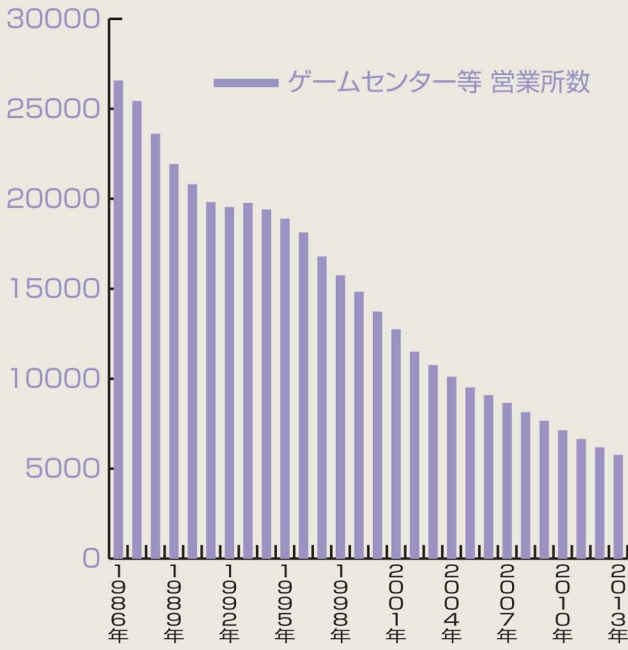
### ゲームセンターは 8割減

遊技場数と遊技台数の推移を示したものです。2013年の年末の遊技場数は1万1893軒でした。1995年の1万8244軒と比べると6351軒、35%も減少しています。減少の理由としては指摘されるのは、娯楽の多様化です。身近な娯楽は、家庭用ゲーム機や携帯ゲーム機、スマートフォンなどのゲーム、SNSなど次々と増えてきています。

影響を受けたのはパチンコ店だけではありません。

図2は、ゲームセンター数の推移を示しています。ゲームセンターが許可営業になったのは1985年のことでした。その翌年の1986年、ゲームセンター数は2万6573軒でした。ところが昨年末には5772軒にまで減少し

図2 ■ ゲームセンター等の営業所数の推移

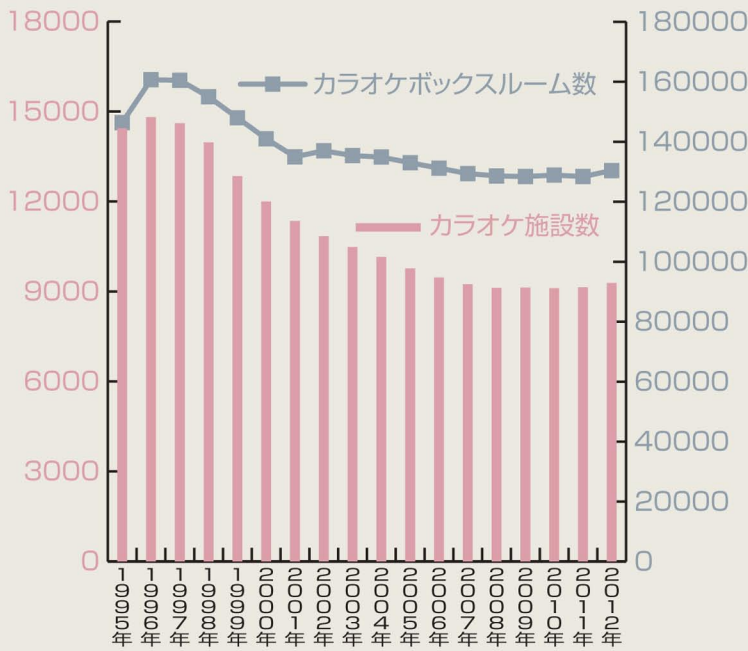


ています。なんと、8割近くも減少しているのです。

もちろん、当時のゲームセンターと現在のゲームセンターを単純に同じものとしてカウントするのは乱暴です。様子が大きく変わっています。当初はテーブル型のゲーム機や立って遊ぶビデオゲームが主流でした。そこにぬいぐるみなどの景品をクレールンでつかむゲームのUF〇キャッチャーが登場し、1995年にはプリントシール機のプリント倶楽部も出現、時代とともに施設は大型化して来ました。

この間に家庭用ゲーム機である

図3 ■ カラオケ施設数、カラオケボックスルーム数の推移



任天堂のファミリコンコンピュータが爆発的な人気を得てきます。今や電子マネーも利用出来るゲームセンターも現れ昔のままでは生き残れなくなってきたのです。

下げ止まったか。カラオケボックスの施設数

図3は一般社団法人全国カラオケ事業者協会が発表しているカラオケボックスルーム数です。カラオケ

ボックスの登場までは、カラオケと言えばスナックなどお酒を飲む店で楽しむことが主流でした。それが個室型のカラオケボックスに姿を変え、1980年代の後半以降に急速に普及していきます。このデータでは、1996年の1万4810軒がカラオケボックス数の最も多い年でした。ところが、2012年には9280軒と4割近くも減少しています。

カラオケ店が減少した理由としては、ブームに乗じ施設数が増え競争が激化したことや機材の進歩

## シネコンの普及でスクリーン数は増

図4は、一般社団法人日本映画制作者連盟が公表しているスクリーン数の推移です。

日本でスクリーン数が最も多かった年は、テレビが普及し始めた1960年でした。この年のスクリーン数は、7457と現在の2倍以上もありました。家庭へのテレビの普及やカラー化、家庭用ビデオ機器の普及、レンタルショップの登場などもあり、映画館への入場者は減り、スクリーン数も減少し続けました。

そこに登場したのがシネコン(cinema complex:シネプレックス)です。1つの映画館で複数の作品を上映できます。1990年代半ばから普及し始めます。1993年に1734にまで減少したスクリーン数は、201

による投資額の増加、法整備が進み規制が厳しくなったことなどが考えられます。それでも、ここ5〜6年は施設数が9千余り、ルーム数は13万程度と減少の幅は縮小し、下げ止まっているようです。

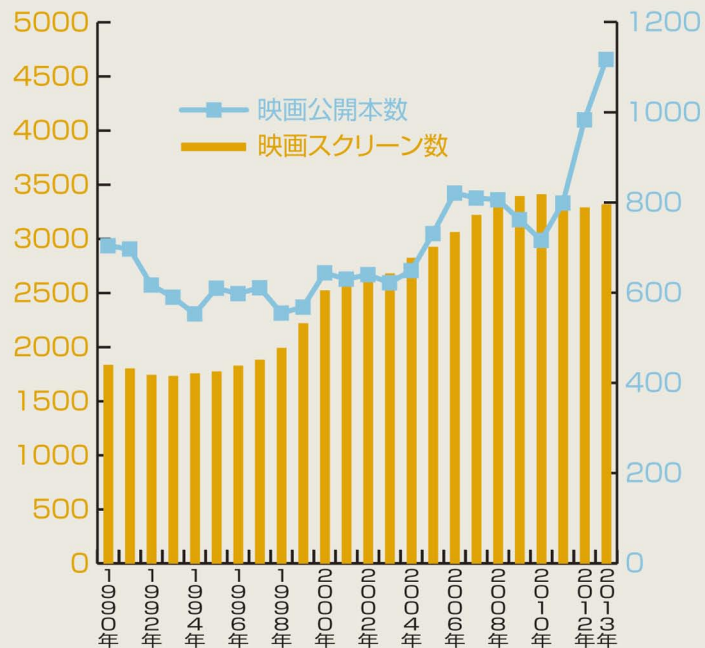
# 施設数の増減からみる娯楽の変化

3年には3318とその2倍近くにまで増えました。

この方式は映画館の経営側にとっては効率的であり、映画を鑑賞する側にとっても作品を選ぶことができるというメリットがありました。だからシネコンは普及していったでしょう。そして、従来の型の映画館が淘汰されていきます。

図5では、一般社団法人日本映像ソフト協会に加盟しているレンタルビデオ店数の推移を示しています。映画館のスクリーン数が減少する理由の一端でもあったレンタルビデオ店は、1990年には1万3529店ありました。それが2013年には3471とほぼ4分の1にまで減少しています。その間に店舗がレンタルするものはビデオテープからDVDになり、大手レンタル店は宅配型のレンタルサービスを始め、さらにはブロードバンドで映画を配信するサービスまで登場してきました。特にネット配信は店舗を必要としないレンタル方式なので店数減少に歯止めがかかる要因は見当たらない現状です。

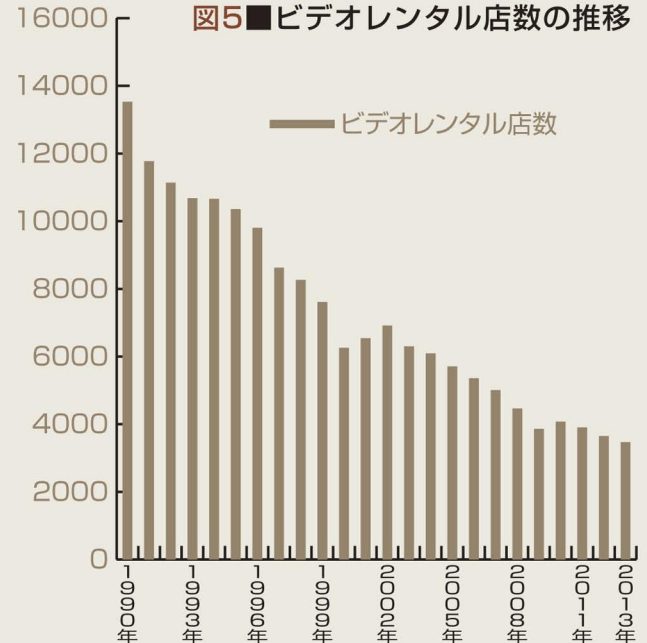
図4 ■ 映画スクリーン数、映画公開本数の推移



## 新たな需要づくりへの挑戦

こうしたデータを見ていくと映画館とレンタルビデオ店のようそれぞれに娯楽が複雑に絡み合っています。技術を繰り返して来たことが分かります。技術の進歩により娯楽のあり方が変われば、新たな需要を呼び起こすことができます。プリクラやプライズゲームが導入されたことで、それまで男性が主なお客層だったゲームセンターは女性のお客様を取り込むことに成功し

図5 ■ ビデオレンタル店数の推移



ました。また、カラオケはカラオケボックスの登場によって、お酒を飲む大人だけでなく、高校生でも家族でも楽しめるものになりました。テレビやレンタルビデオの普及などの影響で減っていたスクリーン数もシネコンの登場により増加に転じました。改めて大きなスクリーンで映画を観賞する楽しさが再評価されているのでしょう。その一方、レンタルビデオ店の様に、技術の進歩によって従来のサービスが通用しなくなる事業もあります。

パチンコ店も、低貸し玉営業やホール内の分煙・禁煙化など、従来とは変化してきています。しかし他の娯楽がパチンコ以上の変化を打ち出し、多くの人たちの気持ちを捉えられればパチンコの需要は減少するでしょう。1000万人を切ったと言われるパチンコ人口の減少に歯止めをかけられるかどうか。戦後、ずっと生き残ってきたパチンコにとっても厳しい局面を迎えていることは間違いありません。これからは適度な射幸性を楽しむ遊技がなくなることはないはずなのです。遊技業界は新たな技術を吸収しながら、若い層を引き入れる方策を打ち出し需要を喚起し続けなければいけないでしょう。

# KiK NEWS お知らせ

## 誓約書の申請について

「新店を出すのですが、誓約書はどこに出すのでしょうか」「誓約書の申請書類はどこで手に入るのでしょうか」。こんな電話が毎日のように機構事務局に入る。組合員の方の書類は各都府県方面の遊協を通じ、組合に加盟されていない方であれば機構事務局で、それぞれ扱うことになっている。お問い合わせが多いので、改めて誓約書提出の手続きについて説明したい。

各地の都府県方面遊協に加入されているホールの場合（加盟予定も含む）

誓約書の提出などはすべて所属している各地の組合を通して行う。申請書など所定の用紙は各組合事務局が保管しており、ホール担当者はそこから用紙を取り寄せることになる。必要事項を記入のうえ、同じ組合に提出する。

書類は地区組合から全日遊連に送られ、処理を経たうえで機構事務局に回って来る。

組合に加入していないホールの場合

機構事務局に電話やファックスで連絡し、申請書類など所定の用紙を送ってもらう。電話申し込みの場合でも、機構事務局が書類を送付するために店名、責任者名、電話番号などが必要なので、結果的にファックスで申し込みを受けることになる。機構から送られてきた用紙に必要事項を記載の上、機構事務局に返送する。

新規の開店などに加え、店名の変更や法人名称の変更、代表者の交代などの場合、誓約書を再提出することになる。ただし、市町村合併などで住所の名称が変更になった場合は、再提出の必要はない。機構ホームページでのホール表示は当該ホールに確認のうえ、新住所で掲載する。

機構事務局へのお問い合わせは

電話 **03-3518-2062**

FAX **03-3518-2063**

## 編集後記

先日JR関係者と話す機会があった。当然JR北海道の話題が中心になった。

驚いたことに北海道の鉄道はいまだに木製の枕木だったようだ。だから防腐処置をしてあったとしても12年もたてば強度はなくなり犬釘が緩んでくるのは当たり前。それを放置

### 雪解けの北海道

していた関係者の罪は深い、このほどやつと国から

ウン百億円の予算がつきコンクリート製の枕木に交換することになったという。数年の工事になるが完成すればレール幅は安定し事故の心配は大幅に減る。北海道内のホールの検査も安心して鉄道を使えるようになりそうだ。

(F)

心臓移植のため渡米した長尾澄花ちゃん（1歳）はピッツバークの病院でハイハイの練習をするなど元気に過ごしている。イースターのお祭りにも参加「プリティ・プリンセス」と呼ばれ、ご機嫌だったなど、ご両親が「守る会」に近況を寄せている。目下の悩みは6・8kgの体重を増やすこと。「和食党」だが、バターやチーズなど高カロリーの食事に挑戦中という。

鹿兒島の水流添日向君（7歳）も4月にロスに到着、カルフォルニアの

### 米国の2人

大学病院で検査などを行っている。お母さんは車の運転が出来るよう免許取得の勉強も始めたという。2人とも手術を終え、元気に帰国してほしいと願う。

(I)

友人から連絡があった。内容は長男が大学を中退してパチンコ業界の「ライター」を目指したいと言いだしたが、どうすれば良いだろうか？という

### 若者の夢

ものだった。私がパチンコ業界で働いているから相談してきたのだと思うが、はつきり言って悩む。長男の気持ちはなんとなくわかるし、30年前の自分の境遇と重ねてしまう。もし30年前に、パチンコ雑誌があり、そういった職を学べる専門学校があったら間違いなく自分もその道を選択したと思う。自分は今、縁あってパチンコ業界で働いているが、だからと言って友人の長男に大学をやめてパチンコ業界で働くことを勧めるのもどうかと思ってしまうのだ。悩む…。

(H)

おかしいと思ったら すぐここへ <http://www.suishinkikou.or.jp/>

# 不正排除に 全力

遊技機も 計数機も



遊技産業健全化推進機構



第三者機関

遊技産業健全化推進機構

21世紀 パチンコ・パチスロは変わります



おかしいと思ったらすぐご一報を  
<http://www.suishinkikou.or.jp>

遊技産業健全化推進機構

Organization for  
the Sound Development of  
the Pachinko & Pachislot Industry